

変更後	変更前
<p>(略)</p> <p>II 森林の整備の方法に関する事項 第1 森林立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>(略)</p> <p>2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法</p> <p>(略)</p> <p>(3) 立木の伐採（主伐）にあたっては、以下のアからキまでに留意すること。</p> <p>ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木については保残等に努めること。</p> <p>イ 高性能林業機械を用いた伐採を行う場合には、伐木・造材・運材作業に伴う林地の荒廃を招かないよう配慮すること。 なお、やむを得ず林地荒廃が発生した場合は速やかに土砂の流出防止等の措置を講じるとともに、人工植栽などにより森林の早期回復を図ること。 路網開設が困難で崩壊の恐れのある急傾斜地等においては、タワーヤード等架材機の活用も検討すること。</p> <p>ウ 伐木・造材作業で生じた枝条や根株等の林地残材が落下しないよう必要な措置を講じること。</p> <p>エ 伐採の時期については、標準伐期齡以上を目安とし、森林の公益的機能の維持増進や地域の森林の構成等に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用や生産目標に応じた林齡で伐採すること。</p> <p>オ 伐採跡地において人工造林を行う場合は、既往の植栽樹種等を勘案し、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を速やかに植栽すること。 特に、伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ること。</p> <p>カ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこと。 特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮して伐採をすること。</p>	<p>(略)</p> <p>II 森林の整備の方法に関する事項 第1 森林立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）</p> <p>(略)</p> <p>2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法</p> <div data-bbox="1507 758 2769 1367" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>計画書 P.5 【変更内容】 主伐時期の見直し 【変更理由】 伐採者から伐採届書（伐採計画書・造林計画書等）の提出に伴い、市が届出者へ「市森林整備計画に適合する旨の適合通知書」を発している。 今回、「標準伐期齡以上を目安」とし、標準的な伐採方法や、公益的機能の維持増進等に照らし問題なければ、適合とする運用とするため。 ※他県では「目安」、「参考」という計画も見られ、県の地域森林計画においても「目安」に変更(R6.4.1)予定</p> </div> <p>な措置を講じること。</p> <p>エ 伐採の時期については、標準伐期齡以上とし、森林の公益的機能の維持増進や地域の森林の構成等に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用や生産目標に応じた林齡で伐採すること。</p> <p>オ 伐採跡地において人工造林を行う場合は、既往の植栽樹種等を勘案し、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を速やかに植栽すること。 特に、伐採後に適確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ること。</p> <p>カ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこと。 特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮して伐採をすること。</p>

キ その他立木の伐採方法及び集材については、大分南部地域森林計画で定める「林産物の搬出に関する事項 (5) 林産物の搬出方法」に適合したものとすること。

(略)

3 その他必要な事項

- (1) 尾根や急傾斜地など木材生産に適さない林地の人工林については、上層木を一定程度伐採し、自然植生の導入を促進することにより、針広混交林へ誘導していくこと。
- (2) しいたけ原木の伐採後に天然更新を行う場合は、良質な原木の確保と萌芽の促進を考慮し、地域の気候条件等に応じて適期に伐採する。
- (3) 広葉樹の伐採後に天然更新を行う場合は、萌芽等により更新を促進するため伐区の状態、母樹の保存等について配慮し、概ね10月から3月の間に伐採する。
- (4) 河川や溪流沿い、急傾斜（概ね傾斜35度以上）の尾根谷部など林地中、そのある林地の人工林については、上層木を一定程度伐採し、自然植生や広葉樹の植栽を行い、針広混交林化又は広葉樹林化の推進を図ることとする。

(5) 花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替え等を促進する。

(略)

第5 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の設定にあたっては、椎茸原木を含む林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる当該森林を【別表1】のとおりとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえ、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林を、特に効率的な施業が可能な森林とする。ただし、災害が発生するおそれのある森林は除く。

さらに、区域については、原則林班を単位とするが、必要に応じて準林班・林小班等により設定する。この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業の方法を定める。

キ その他立木の伐採方法及び集材については、大分南部地域森林計画で定める「林産物の搬出に関する事項 (5) 林産物の搬出方法」に適合したものとすること。

計画書 P.6

【変更内容】花粉発生源対策の対応を追加

【変更理由】

スギ等人工林の主伐を促進し、花粉の少ない苗木を植えることが国方針として示されており、その内容を反映するため。

※県の地域森林計画においても追加変更(R6.4.1)予定

(新設)

(略)

第5 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(略)

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の設定にあたっては、椎茸原木を含む林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる当該森林を【別表1】のとおりとする。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえ、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林を、特に効率的な施業が可能な森林とする。ただし、災害が発生するおそれのある森林は除く。

さらに、区域については、原則林班を単位とするが、必要に応じて準林班・林小班等により設定する。この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業の方法を定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法とするとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

(削る)

【別表1】 II第5 1 (2) ア、2 (1) 関係

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	46, 59, 76, 77, 80, 81, 82, 83, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 120, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 207, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 22	12, 333. 02

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法とするとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な森林施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

(3) その他必要な事項

上記の他、長伐期施業を推進すべき森林を【別表3】のとおりとする。

【別表1】 II第5 1 (1) ア及び(2) ア、2 (1) 関係

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	46, 59, 76, 77, 80, 81, 82, 83, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109, 120, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 207, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 22	12, 333. 02

計画書 P. 16、19

【変更内容】「長伐期施業(※)を推進すべき森林」の区域を全て削除

(※) 長伐期施業・・・大径材生産、生物多様性や災害の防止などを目的として、皆伐ではなく間伐を主体とする施業(標準伐期の2倍の伐期設定)

【変更理由】

現状、「長伐期施業を推進すべき森林」として指定している区域は、県営林(2381.74ha)と国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センターと分収造林契約を締結している市有林(852.18ha)を設定しているが、間伐主体の森林施業から、植栽木の成熟に伴い、主伐・再生林の施業へと移行のため。

の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とする。また、スギ、ヒノキ林については、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複する。)		
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	66林班の一部, 473, 474, 783林班 特に、河岸浸食等により流木の発生の危険性が高い森林については、次の森林の区域とする。 66林班の一部	218. 83
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森	該当無し	

の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林とする。また、スギ、ヒノキ林については、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林と重複する。)		
土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	66林班の一部, 473, 474, 783林班 特に、河岸浸食等により流木の発生の危険性が高い森林については、次の森林の区域とする。 66林班の一部	218. 83
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森	該当無し	

林		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	36林班	52.12
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当無し	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	上記以外の森林のうち人工林	26,466.40
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	<u>275林班の一部, 352林班の一部, 504林班の一部, 505林班の一部, 588林班の一部, 681林班の一部, 682林班の一部, 701林班の一部</u>	<u>253.13</u>

(略)

計画書 P. 17
※資料 1 - 2 を参照

林		
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	36林班	52.12
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当無し	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	上記以外の森林のうち人工林	26,466.40
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	<u>該当無し</u>	

(略)

(削る)

【別表3】 II第5 2(3)関係

区分	森林の区域	面積(ha)
(1) 長伐期施業を推進すべき森林	7,16,29,31,41,55,60,62,63,65,70,73,75,77,79,80,85,90,92,96,97,113,117,119,120,121,125,126,130,132,133,134,135,137,138,139,141,145,146,150,152,153,155,156,159,168,172,217,234,235,238,240,241,263,267,282,283,287,288,289,321,322,328,336,339,352,353,354,356,357,360,370,371,375,376,382,385,387,388,389,392,407,418,420,424,466,483,485,564,565,566,567,627,629,641,656,657,662,666,667,674,682,686,692,696,698,699,700,708,711,715,721,722,723,724,729,730,731,733,737,740,741,742,743,749,750,751,754,759,760,785,787,789,793,803,806,807,809,811,813,814,815,817,825,838,839,840,843,845,858,860,861,866,869,870,871,877,878,880,883,886,889,890林班の一部	2381.74
(2) 長伐期施業を推進すべき森林	108,200,214,223,225,266,297,303,338,339,349,353,401,402,403,422,635,639,681,888 林班の一部	852.18

- (1) 長伐期を推進すべき森林は、当該林班の県有林及び県民有林のうち、長伐期施業を行っている森林とする。
- (2) 長伐期を推進すべき森林は、当該林班の市有林のうち国立研究開発法人森林総合研究所森林整備センターと分収造林契約を締結し、長伐期施業を行っている森林とする。

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(略)

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

森林の木材等生産機能が比較的高く、計画期間内に作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 (削る) を設定する。

設定については、幹線となる林道等の利用区域であること、地域の要請等を考慮し、急峻地や地質、土壌が脆弱な箇所は極力避けることとする。

路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域については、次表のとおりとする。

路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域一覧表

番号	箇所名			団地面積 (ha)	人工林面積 (ha)	基幹路網の内容		
	市町村名	(旧町村名)	(大字) (団地名 等)			路線名	基幹路網 延長 (m)	
1	佐伯市	佐伯	桐木谷	16.6	13.6	林専道(規)	桐木谷	800
2	佐伯市	直川	立平	32.0	28.9	林専道(規)	立平	700
3	佐伯市	宇目	椿原	29.5	12.5	林専道(規)	椿原	750
4	佐伯市	佐伯	長谷川内	264.1	167.4	林専道(規)	長谷川内	4,560
5	佐伯市	本匠	桜原	41.3	37.4	林専道(規)	桜原	1,420
6	佐伯市	蒲江	河内	80.8	61.8	林専道(規)	河内	1,200

(略)

計画書 P. 20

【変更内容】 区域の名称のみ改め

森林の木材等生産機能が比較的高く、計画期間内に作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域を
 (変更前) 木材生産重点区域
 (変更後) 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域

【変更理由】

県の地域森林計画上の名称と合わせるため。

第8 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(略)

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

森林の木材等生産機能が比較的高く、計画期間内に作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域 (木材生産重点区域) を設定する。

設定については、幹線となる林道等の利用区域であること、地域の要請等を考慮し、急峻地や地質、土壌が脆弱な箇所は極力避けることとする。

木材生産重点区域については、次表のとおりとする。

木材生産重点区域一覧表

番号	箇所名			団地面積 (ha)	人工林面積 (ha)	基幹路網の内容		
	市町村名	(旧町村名)	(大字) (団地名 等)			区分	路線名	基幹路網 延長 (m)
1	佐伯市	佐伯	桐木谷	16.6	13.6	林専道(規)	桐木谷	800
2	佐伯市	直川	立平	32.0	28.9	林専道(規)	立平	700
3	佐伯市	宇目	椿原	29.5	12.5	林専道(規)	椿原	750
4	佐伯市	佐伯	長谷川内	264.1	167.4	林専道(規)	長谷川内	4,560
5	佐伯市	本匠	桜原	41.3	37.4	林専道(規)	桜原	1,420
6	佐伯市	蒲江	河内	80.8	61.8	林専道(規)	河内	1,200

第9 その他必要な事項

(略)

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係を確立するとともに、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需用者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を大量、安定的かつ低コストに供給し得る体制を整備する。**併せて、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組に努める。**

また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）が2012（平成24）年からスタートしていることから、未利用材や早生樹等新たな森林資源の安定的な供給に向けて、関係者による体制を整備していく。

木材利用については、公共建築物に加えて、民間建築物を含む建築物一般での更なる木材利用の促進に取り組む。

さらに、特用林産物の推進については、市を代表するしいたけを主要作目として、適地適作による産地形成、品質の向上、規格の統一、安定的需給体制の確立、経営の近代化と生産基盤の整備等を積極的に推進するとともに、需要に応じた特用林産物の新たな商品化等を行い、生産から流通・消費に至る総合的な振興を図る。

第9 その他必要な事項

(略)

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係を確立するとともに、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減や供給ロットの拡大を通じ、需用者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を大量、安定的かつ低コストに供給し得る体制を整備する。**更に、合法性・持続可能性が証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって取り組む。**

また、再生可能エネルギーの固定価格買取制度（FIT）が2012（平成24）年からスタートしていることから、未利用材や早生樹等新たな森林資源の安定的な供給に向けて、関係者による体制を整備していく。

木材利用については、公共建築物に加えて、民間建築物を含む建築物一般での更なる木材利用の促進に取り組む。

さらに、特用林産物の推進については、市を代表するしいたけを主要作目として、適地適作による産地形成、品質の向上、規格の統一、安定的需給体制の確立、経営の近代化と生産基盤の整備等を積極的に推進するとともに、需要に応じた特用林産物の新たな商品化等を行い、生産から流通・消費に至る総合的な振興を図る。

計画書 P. 23

【変更内容】 合法木材の促進に関する事項の改め

【変更理由】

違法伐採対策の取組強化のため、令和5年に法律改正（R5. 5. 8 公布、R7. 4. 1 施行）されたことにより、合法木材をさらに促進していくため。

※県の地域森林計画においても変更(R6. 4. 1) 予定